

## 奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、食品関連事業者、家庭等から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動を行う団体に対し、フードバンク活動の推進に向けた事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「フードバンク活動」とは、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、県内のこども食堂、生活困窮者及び福祉施設等（以下「こども食堂等」という。）にこれを無償で提供するための活動をいう。

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内でフードバンク活動を行っている者であること。
  - (2) 主たる事務所を県内に有していること。
  - (3) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、消費生活協同組合、農業協同組合、社会福祉法人又はフードバンク活動を主たる活動とする任意団体のいずれかであること。
- 2 前項第3号のフードバンク活動を主たる活動とする任意団体とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 下記の要件をすべて満たす団体であること。
    - ア 主たる事務所の定めがあること。
    - イ 代表者の定めがあること。
    - ウ 団体の活動がフードバンク活動を主とすることが分かる組織規約等があること。
    - エ 年度ごとに事業計画書及び収支報告書を作成していること。
  - (2) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) フードバンク活動の体制づくり

農林水産省が定めた「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（以下「手引き」という。）に則った活動体制に必要な物品の購入やボランティアの募集を行う。

(2) 食品の受入及び譲渡体制の強化

フードバンク活動における食品の受入及び譲渡を拡充する。

2 交付対象事業の区分は、別表に定めるところによる。

3 交付対象事業の実施要件は、別表に定めるところによる。

4 以下に該当する者に対する食品の受入及び譲渡は行わないこととする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び補助額の算定方法は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助対象事業に要する経費であつて、別表に掲げるもの
補助率	別表に掲げるもの
補助金の額	事業区分あたりの補助上限額：別表に掲げるもの 1団体あたりの補助上限額：別途知事が定めるもの
補助額の算定方法	事業区分あたりの補助額：別表に掲げる補助額の算定方法で算定する。 1団体あたりの補助額：事業区分あたりの補助額の合計（ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と1団体あたりの補助上限額を比較して低い方の額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者が、フードバンク活動を主たる活動とする任意団体である場合にあつては、前項各号の書類とあわせて誓約書（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促進事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）における事業の目的及び事業の内容以外の変更
  - (2) 収支予算書（第3号様式）の事業区分における補助対象経費の合計の30%未満の減少
  - (3) その他知事が必要と認める変更
- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県未利用食品活用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな

った場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県未利用食品活用促進事業補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業活動報告書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の確定及び交付)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促進事業補助金請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による精算により返還が適當と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
  - (2) 第9条の規定に違反したとき。
  - (3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
  - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上

の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業					
事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助額の算定方法	実施要件
1. フードバンク活動の体制づくり					
(1) 手引きに基づく備品整備	①食品の保管・荷さばきに必要な備品購入費、備品の設置に必要な経費（配送にかかる経費を含む）	1/2以内	200千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して低い方の額	・募集年度の4月1日時点において活動開始3年以内の団体又は募集年度の4月1日時点において活動開始4年以降の団体のうち、新規活動拠点を設ける団体であること。
(2) 手引きに基づく衛生管理	①食品の衛生管理に必要な消耗品費	10/10以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額	・(1)手引きに基づく備品整備のみの実施は不可とする。 ・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、こども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。
(3) ボランティア募集	①ボランティア募集チラシの制作・配布にかかる経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費） ②ボランティア説明会の実施にかかる経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料）				
2. 食品の受入及び譲渡体制の強化					
(1) 食品提供団体及び食品譲渡先の拡大	①食品提供団体（企業、自治体等をいう。以下同じ。）への協力依頼にかかる経費（旅費、印刷製本費） ②食品提供団体や食品譲渡先との打合せの実施にかかる経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料）	10/10以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額	・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、こども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。

(2) 食品仕分け体制の確保	①食品の仕分けにかかる人件費（ボランティア謝金） ②食品の品質管理に必要な消耗品費 ③食品の保管・荷さばきに必要な備品の賃借料				
(3) 食品の受入及び譲渡の拡大	①フードドライブ等、食品の受入にかかる経費（ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費） ②フードパントリー等、食品の譲渡にかかる経費（ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費） ③食品の受入及び譲渡にかかる配送委託料				

